

平成27年3月26日

社会保険等未加入対策について

浜松市財務部調達課

本市発注の建設工事における社会保険等未加入対策について、下記のとおり実施することとしましたのでお知らせします。

1. 「社会保険等」とは

健康保険、厚生年金保険、雇用保険をいう。

2. 実施内容

(1) 平成27年10月1日以降に公告する制限付き一般競争入札の入札参加条件に「社会保険等に加入している者であること」を追加します。

※社会保険等未加入業者は、入札に参加することができません。

(2) 平成28年4月1日以降に発注する建設工事については、上記に加え、すべての入札案件に社会保険等未加入業者が参加することができなくなります。

3. 確認方法

- ・原則として、経営規模等評価結果通知書により確認します。(平成26年11月に実施した平成27・28年度浜松市入札参加資格審査申請において提出したもの)
- ・経営規模等評価結果通知書の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄にひとつでも「無」がある場合は社会保険等未加入業者とみなします。(3つの欄全てが「有」又は「除外」となっている場合は社会保険等加入業者とみなします)
- ・上記により社会保険等未加入業者とみなされた場合、社会保険等の加入を証明する書類の提出を求めることがあります。(社会保険等に加入していることが証明された場合は社会保険等加入業者とみなします)

※経営規模等評価結果通知書については、受審の都度、下記「問合せ先」まで必ず提出してください。

4. 平成29・30年度浜松市入札参加資格審査申請について

平成29・30年度浜松市入札参加資格審査申請について、社会保険等に加入していることを資格要件とします。(以降も同様とします)

社会保険等に加入していない場合、「建設工事」を希望することができませんのでご注意ください。

(問合せ先)

〒430-8652

静岡県浜松市中区元城町103-2

浜松市財務部調達課工事契約グループ

Tel:053-457-2176